

改正個人情報保護法・マイナンバー制度への対応に関する説明会

「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、これまで適用除外となっていた、取り扱う個人情報に係る個人の数が5,000件以下であった事業者においても、改正後は個人情報取扱事業者となります。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、全ての事業者において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが必要となっています。

中小企業者に対して、個人情報及びマイナンバーの適正な取扱いの促進を図り、改正個人情報保護法及びマイナンバー制度への対応について周知するため、経済産業省が全国各地で説明会を開催しています。

大分県内においても下記のとおり説明会が開催されますので、皆様方のご参加をお待ちしています。

日時・場所

<開始時間の30分前より受付開始>

開催日	時間	会場
平成28年 2月9日(火)	10:00～12:00	大分県庁本館2階正庁ホール (大分市大手町3丁目1番1号) 一般外来駐車場は使用できませんので、 ご了承ください。

プログラム

説明

- ①改正「個人情報の保護に関する法律」の制度概要
- ②「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の制度概要及び「特定個人情報の適正な取扱い」に関する説明

質疑応答

対象

中小企業者
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。)

申込み方法

募集ホームページ

<http://www.metijoho.go.jp>

にてお申し込みください。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。